

島根

味 淋
米田酒造K・K

こよみは下に掲載

☑ のち 5ミリ以上
☐ 一時々々 5ミリ未満
数字(上)最高気温
(下)最低気温
丸囲みは降水確率
又キは50%以上
は正午の風向き
矢印なしは無風

26 21 40	8日(日)	☀	25 18 30	9日(月)	☁	26 18 30	10日(火)	☁	27 19 40	11日(水)	☁	26 19 40
23 20 40	8日(日)	☀	25 18 30	9日(月)	☁	26 18 30	10日(火)	☁	27 19 40	11日(水)	☁	26 19 40

原発再稼働は許されるのか

東京電力福島第一原発事故の教訓はどれだけ生かされているのだろうか。中国電力島根原発(松江市鹿島町)では今、「原子力安全協定」をめぐり立地自治体の松江市と周辺自治体の関係にきしみが生じている。対立はなぜ、誰のせいで起きたのか。

【瀬尾忠義】

東京からの取材申し込み、多忙な市長たちから続々と「OK」が出た。こんなことはめったにない。よほど怒っているのだろうか。

宍道湖と並ぶ島根県の観光名所で、日本で5番目に大きい湖、中海。安来市はその中海に面し、この日は穏やかで心地よい北西の風が吹いていた。この風を近藤宏樹市長は「リスク」と呼ぶ。

「北西風が強い時に原発事故が起きれば放射性物質が大量に飛散し、松江市西部よりも安来のほうが大きな被害を受けるかもしれない」。声に力がこもっている。「自治体の存亡が関わる問題なのに、安全協定を結んでいないので中国電力に直接意見を言えない。そんなことが民主主義の世に許されるのですか」

近藤市長のいう「安全協定」とは電力事業者と自治体が結ぶもので、電力中央研究所の菅原慎悦主任研究員によると1969年に福島県と東電との間で締結されたのが最初。「当時は温排水などについての公害防止協定に近い面もありました。その後トラブルや不祥事が続出し、増設計画・工事の事前了解や、自治体に通報連絡する項目が追加されました」。法的な根拠はない紳士協定だ。しかし「原発の規制権限は国が独占していますが、実質的には安全協定によって自治体も原発に関与してきました」と解説する。全ての原発で電力事業者と立地自治体、道府県は安全協定を結んでいる。周辺自治体とは

安全協定 かやの外 周辺自治体「差別だ」

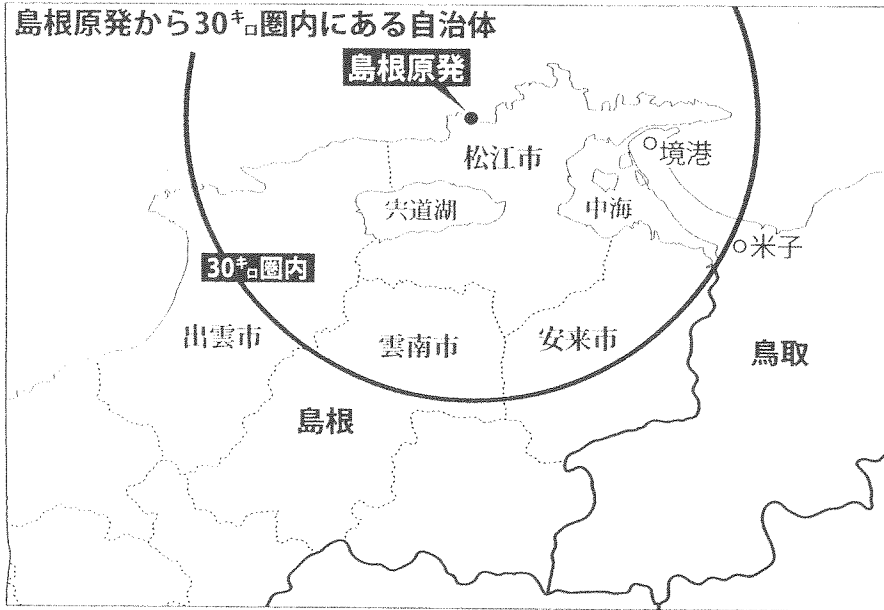
「情報連絡協定」「安全確保協定」などの名称で、「事前了解」を含めず、「報告」を中心とした限定的な内容の協定を締結する例が多い。

福島原発事故後、国の原子力規制委員会は、原発事故の際の防災重点地域を、従来の8〜10キロ圏から30キロ圏の「緊急防護措置区域」(UPZ)に広げた。これを受け、周辺自治体が立地自治体と同等の協定を求める動きが強まっている。島根原発について中国電力は、松江市、島根県と安全協定を結んでいるが、30キロ圏内の出雲、雲南、安来とは締結していない。

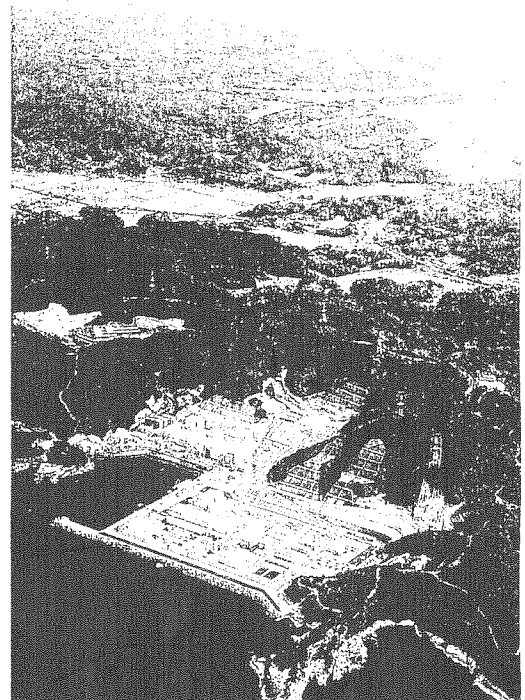
出雲市は2011年から「安全確保協定」を結んでいるが、長岡秀人市長は「安全協定を結ぶべきだ。立地自治体と同じリスクを抱える私たちの意見が疎外されるのはおかしい」と訴える。雲南市の速水雄一市長も憤りを隠さない。「原発事故では、自治体の境界線は意味がない。立地自治体と周辺自治体は運命共同体です。それなのに安全協定を結ばないのは周辺自治体を差別しているのも当然だ」

◇ 周辺3市の市長が「安全協定」にこだわるのは、島根県全体の再稼働の判断に意見を反映させたいからだ。3人の市長は再稼働について「賛成で反対でもないニュートラルな状態」としているが、再稼働の是非を決定する前に安全協定を結ぶべきだと主張する。

一方、松江市の松浦正敬市長は「3市が安全協定を結ぶことに反対はしません。が、」と断った上で「松江と同等の安全協定を結ぶ自治体が幾つもできれば意見集約が難しくなる。立地自治体の意見が最大限尊重される仕組みが重要です。例えば松江が再稼働に賛成し、周辺自治体も対したとする。その時もやはり松江市民の意見を尊重しな



※島根県によると30km圏内の人口は鳥取県も含め47万1000人



本社ヘリから撮影した島根原発（手前）。奥は松江市中心部と宍道湖。写真の外側、右方向には出雲市、左方向には安来市、宍道湖の先には雲南市がある—2012年、竹内紀臣撮影

もらいたい」と率直に語る。運命共同体論について「立地地域のリスクが一番高く、まず5km圏内の人を避難させなければなりません。その事情を考えると3市と同じリスクを抱えた運命共同体であるとは思えない」と反論する。

松江と3市の差について中国電力が言及したことがある。3市が「安全協定」締結の要求書を同社に出した昨年10月、3市長との懇談を終えた清水希茂副社長が記者団に「立地自治体は多大なお世話をいただき、運命を共にした歴史がある。周辺自治体との違いはそれ」と述べたのだ。

福島原発事故後、中国電力は新たに鳥取県、境港、米子両市とも「安全確保協定」を締結。雲南、安来とは情報連絡体制を整備したとし「30km圏内にある自治体とは運用面で立地自治体と同様の対応を取っている」と説明する。だが、内容に差があることを改めて尋ねると「周辺自治体と協議しているところなので、回答は控えたい」という。

◆ ◆

事態を打開しようと、3市は周辺自治体の意見を反映させる新たな制度づくりを国に求めている。安来市の近藤市長は「国はUPZを設定した

島根原発 「リスクが違う」立地・松江市は反論

だけで知らん顔しているのか」と国の姿勢を批判する。政府は4月に閣議決定した「エネルギー基本計画」で、原発の再稼働を進めると打ち出すとともに「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」と盛り込んだ。だが経済産業省は「安全協定は電力事業者と自治体の任意契約。政府が中身や効力について判断する立場にはない」との原則を変えようとしている。

周辺自治体が疎外されているのはなぜか。鳥取県知事を務めた片山善博・慶応大教授は「原発について口を出す自治体が少ない方が電力会社、国にとって都合が良いからでしょう」と喝破する。福島原発事故前の知事時代、緊急時の対応策について中国電力と意見交換しようとしたが「制度的に鳥取県は関係ない」と聞く耳を持たない態度だったという。

「これでは周辺自治体をないがしろにしていると言うほかない。立地自治体や道府県には交付金や税金という見返りがあるので、原発をチェックする姿勢が鈍る危険は否定できない。原発事故の被害が広範囲に及ぶと分かったのに安全協定を立地自治体とだけしか結ばないのは論理が破綻しています」

周辺自治体が原発への関与を強めようとしている今、北海道函館市は建設同意手続きの対象外であることを問題視し、対岸の青森・Jパワー（電源開発）大間原発の建設差し止め訴訟を起こした。原告代理人の海渡雄一弁護士は「再稼働に意見を言えない周辺自治体が不服ならば提訴することも手段ではないか。脱原発は周辺自治体が鍵を握っている」と語る。

福島の悲劇を目にしたのに、電力会社はまだ自治体の境界にこだわるのだろうか。